

市民生活の向上めざし

稲城市地域包括支援センターこうよう だいの活用について



川村議員

問 稲城市地域包括支援センターこうようだいの活用を地域のネットワークづくりの場所と併設させ、地域の交流拠点として活用し、高齢者、子ども、特に体の不自由なお子さんの居場所として提供することについては。また、地域の方から、飲食をしなから集える場所が欲しいとの声も聞いている。近隣の飲食店の撤退などが要因の一つと考えるが、市の考えは。

答 高齢者福祉の事業である稲城市地域包括支援センターこうようだいを受託しているアースサポートは、高齢者のみならず、子ども、障害者にも利用いただくことを予定している。また、飲食については、アースサポートが主体となって、地域の声を聞きながら検討しているところである。

問 地域の方々に寄り添った場所となることを期待して、引き続き注視していくが、稲城市地域包括支援センターこうようだいの今後の活用方法については。

答 地域包括支援センターこうようだいの執務スペース以外のスペースの活用方法については、地域コミュニティの場として活用を検討しているアースサポートが主体となり、第2層協議体の会議での議論を踏まえ、地域の高齢者などが、支援される側だけでなく、支援の主体、プレーヤーとなっていただけるよう、各種講座や講習、交流事業など、地域の交流拠点として活用されるものと認識している。

企業版ふるさと納税について



中島議員

問 企業版ふるさと納税の概要については。

答 国が認定した地域再生計画に基づいた地方公共団体の地方創生プロジェクトに企業が寄附を行った場合に、法人税などの軽減を行うもので、寄附金が損金に算入されることによる軽減減効果に税額控除を合わせ、最大で寄附額の約9割が軽減される仕組みとなっている。

問 企業版ふるさと納税の全国の実績と現状については。

答 令和4年度の企業版ふるさと納税の全国の実績は、寄附件数8390件、寄附額約341億円となっている。現状としては、令和2年度の税制改正で税額控除が拡大されて以降、寄附件数、寄附額ともに増加している。

問 市では多くの民間企業と協定を結んでいるが、そのネットワークを活用しながら、公民連携デスクを中心に課題解決のパートナーを発掘することなどが、企業版ふるさと納税の寄附先に選択してもらう上で重要であると考えられる。企業版ふるさと納税の納税先として選択してもらえよう、今後、市としてどのような取り組みをしていくのか。

答 公民連携事業を推進することとが企業とのパートナーシップの構築につながり、企業版ふるさと納税を含めた公民連携の連携先として本市を選択することにつきながるものと考えている。引き続き公民連携事業を推進していく。

教育支援室(梨の実ルーム)分室の設置及び 学びの多様な学校(教室)設置について



坂田議員

問 学校に足を運ぶことが難しい児童・生徒には教育支援室(通称、梨の実ルーム)があり、現在設置されているふれんど平尾は、場所柄通うことが難しいといった声を多く聞いている。文化センターや地域振興プラザなどの公共施設を活用した不登校児童・生徒たちへの場所の確保などについては。

答 梨の実ルームの文化センターや地域振興プラザなどの公共施設を活用した場所の確保などについては、現在、梨の実ルームに在室している児童・生徒の人数が運営に支障が出る人数でないこと、また現在ふれんど平尾の施設を活用して行っている運動の機会や自身体験活動の機会の確保が難しいことから、文

問 文化センターや地域振興プラザなどの公共施設を定例的に活用した取り組みは現時点では行っていない。なお、市教育センター配置の不登校支援担当職員が学校など各施設を訪問し、児童・生徒や保護者に対する相談業務を行う体制は整えている。

答 不登校支援として、文化センターや地域振興プラザなどの公共施設を一時的に使用することについては、

問 不登校支援として、公共施設を一時的に使用することについては、

公園トイレの設置状況と配置の考え方



武田議員

問 押立地区の公園トイレの配置については、考え方は。

答 公共施設があまりなく、常時使用できる公衆トイレが不足しており、十分な配置でないという認識しているが、公衆トイレを設置する適地を確保することが難しいと考えている。

問 市では、「市民ひとリースポーツ」をキャッチフレーズにスポーツの振興を行っている。高齢者などは散歩から始めて、自治会の方などは散歩がてらに美化運動、ごみ拾いなどをしていく。しかし、歩き出すとトイレが近くにないというところで行動範囲が狭まり、運動とは言えない状況にあるという話を聞いている。押立児童公園にトイレが欲しいという声がある。昨年、

答 押立お散歩マップの作成者から、トイレがなく、掲載ができなかったことがショックだったと、トイレ設置の要望が出ている。押立児童公園にトイレを設置することはできないのか。

答 押立地区にある押立児童公園を含む8か所の公園は、いずれの設置にも適さないものと認識している。

問 能登半島地震でトイレが問題になった。災害時を考えるとトイレを設置していく必要があると考えられるが、改めて市の考え方は。

答 押立地区の公園へのトイレの設置については、いずれも公園面積が狭く、トイレの設置には適さないものと認識している。

坂浜地域における交通課題や歩行者への配慮について



榎本議員

問 通学路合同点検において稲城第二小学校PTAから出されている「坂浜交差点の歩行者用信号機の青信号の時間を延長してほしい」との要望への対応は。

答 通学路合同点検に、交通管理者である多摩中央警察署も参加しており、多摩中央警察署で本要望について対応を検討することである。

問 車両で上平尾方面からソコラ若葉台交差点で右折をする場合、なかなか右折できない状況である。令和5年第2回定例会でも右折信号の設置をお願いしたが、その後の状況は。

答 令和5年度、市長自ら多摩中央警察署に対し要請しているが、設置されていないことから、今年度も引き続き要請していく。

問 稲城第二中学校南側の学園通りにおける日本大学敷地内の歩道の設置については、令和4、5年の定例会でも質問し、日本大学からは今後の土地利用を図る際に検討することであるとあった。その後、前向きに検討しているか聞いているが、状況は。

答 日本大学と協議を重ね、7月8日に市長自ら日本大学真理子理事長と会い、安全性の向上や良好な住環境の形成を図るため、市が日本大学から歩道の設置に必要な土地を無償で借りて歩道の整備工事を行うことと合意し、土地使用借契約書の取り交わしを行った。現在は、早期の歩道整備に向けて、日本大学側と調整を進めているところである。



▲坂浜交差点の様子